記者発表資料
平成２９年３月２７日
震災復興･企画部 震災復興･企画課
担当：菅野・阿部（内線315）

新婚世帯の住居費・引越費用を支援します

ー　気仙沼市結婚新生活支援補助金　ー

■市では，『まち・ひと・しごと創生総合戦略』の政策目標“やさしさと安心に満ちたくらしを実現し，若い世代の結婚，出産，子育ての希望をかなえる”の実現のため，新婚世帯の住居費・引越費用に補助金を交付し支援します。

■対象世帯・経費は下記のとおりで，申請に基づき市から補助金を支弁します。

■４月１日以降に婚姻届を提出・受理された世帯に対し，本補助金のリーフレットを配布し周知を図ります。

■申請様式は，震災復興・企画課及び唐桑・本吉総合支所の総務企画課に備え付けるほか，市ホームページにも掲出します。

■申請は，震災復興・企画課及び唐桑・本吉総合支所の総務企画課で受け付けます。

震災復興・企画課	ＴＥＬ：０２２６－２２－３４０８
唐桑総合支所総務企画課	ＴＥＬ：０２２６－３２－４５２０
本吉総合支所総務企画課	ＴＥＬ：０２２６－４２－２９７３

【補助対象経費，補助金額の概要】

●補助対象世帯（主な条件）

①事業期間（平成 29 年４月１日から平成 30 年３月 31 日）内に婚姻届を提出し，受理された世帯であること

②所得証明書による夫婦の合計所得（年収から「給与所得控除」や「必要経費」を差し引いた後の金額）が 340 万円未満であること

・双方または一方が離職し申請時に無職の場合：離職した者は所得なしで算出

・貸与型奨学金の返済を現に行っている場合：当該奨学金の年間返済額を控除

③対象となる住宅が気仙沼市内にあること

④他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと

⑤過去にこの制度による補助を受けたことがないこと

⑥市税等に未納がないこと

●補助対象となる経費

①新規の住宅取得費用

②　〃　住宅賃借費用（賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料）

③自身または三親等以内の同居親族が所有する住宅のリフォーム費用

（台所・浴室・トイレの改修，屋根・外壁・柱の改修，内壁・天井材の張替など）

④引越業者や運送業者への支払い，その他に要した引越費用

●補助金額

１世帯当たり上限 24 万円

新婚生活を応援します
～平成 29 年度結婚新生活支援補助金～

補助対象世帯の条件

項　　目	内　　容
(1) 対象世帯	★**平成２９年４月１日**から**平成３０年３月 31 日**までに婚姻届を提出し、受理された世帯
(2) 所　　得	★所得証明書による夫婦の合計所得（年収から「給与所得控除」や「必要経費」を差し引いた後の金額）が、**340 万円未満**であること ※ 双方又は一方が離職し申請時に無職の場合：離職した者は所得なしで算出 ※ 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合：当該奨学金の年間返済額を控除
(3) 住宅要件	★対象となる住宅が気仙沼市内にあること ★申請時に夫婦の双方又は一方の住所が、当該住宅の住所にあること ★他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
(4) そ の 他	★過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと ★気仙沼市の市税等の未納がないこと

対象経費及び金額

次の①＋②＋③＋④の金額

【１世帯あたり**補助上限２４万円**・１回限り対象】
【平成 29 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに要した費用】

①　新規の住宅取得費用

②　新規の賃借費用のうち、賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料
※勤務先から住宅手当等が支給されている場合は、手当相当額を除く

③　自身または三親等以内の同居親族が所有する住宅のリフォーム費用
（台所・浴室・トイレの改修、屋根・外壁・柱の改修、内壁・天井材の張替など）
※詳細は別紙「対象工事例一覧」をご確認ください。

④　引越業者や運送業者への支払い、その他に要した引越費用

気 仙 沼 市

申請から補助金交付までの流れ

①必要書類を提出

申請者は、次の書類を添付し、「気仙沼市結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）」を提出してください。

	チェック	書　　類
①		婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
②		所得証明書
③		【貸与型奨学金を返済した場合】返済したことが分かるもの
④		【結婚を機に転職・離職した場合】転職・離職した翌月の給与明細書，離職票
⑤		【住居費（賃借）の場合】賃貸借契約書及び領収書の写し
⑥		【住居費（賃借）の場合】住宅手当支給証明書（給与所得者全員分）
⑦		【住居費（購入）の場合】売買契約書及び領収書の写し
⑧		【住居費（改修）の場合】施工・積算内容が確認できる見積書及び領収書の写し
⑨		【住居費（改修）の場合】施工箇所の写真
⑩		【引っ越しの場合】引越費用に係る領収書の写し
⑪		口座が確認できるもの（預金通帳又はキャッシュカード）の写し

※上記以外にも、市長が必要と認める書類を提出していただく場合があります。

②交付決定通知

審査の結果を、「気仙沼市結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書(様式第３号)」により通知いたします。

③請求書を提出

通知書が届いたら、「気仙沼市結婚新生活支援事業費補助金請求書（様式第６号）」に必要事項を記入し、提出してください。

④補助金の振り込み

請求書の内容を確認し、請求金額を申請者へ振込します。

申請書提出先・お問い合わせ先

（本庁舎２階）震災復興・企画課

TEL／0226-22-3408　FAX／0226-24-8605　E-mail／kikaku@kesennuma.miyagi.jp

（唐桑総合支所）総務企画課

TEL／0226-32-4520　FAX／0226-32-3092　E-mail／kr-somu@kesennuma.miyagi.jp

（本吉総合支所）総務企画課

TEL／0226-42-2973　FAX／0226-42-2465　E-mail／mt-somu@kesennuma.miyagi.jp